

下関市監査委員公表第9号
平成31年4月25日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅 弘
同 大賀 一 慶
同 関谷 博
同 亀田 博

記

1 監査の対象

総務部 総務課、行政管理課
こども未来部 幼児保育課、こども園、保育所、幼稚園
環境部 環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課
農林水産振興部 農業振興課、農林整備課
教育委員会 中学校、生涯学習課、公民館

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

こども未来部 農林水産振興部	平成30年4月1日から同年10月31日まで
総務部 行政管理課 教育委員会	平成30年4月1日から同年11月30日まで
総務部 総務課 環境部	平成30年4月1日から同年12月28日まで

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成30年12月1日から平成31年2月28日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

総務部総務課について

(1) 公印管理について、以下の事項が見受けられた。所要の措置を講じられるとともに、適切な公印管理を行われたい。

ア 下関市公印規則に規定される書体及び大きさと現物に差異があるもの。

イ 公印台帳が作成されていないもの。

こども未来部幼児保育課について

(1) 下関市地域子育て支援拠点事業において、履行状況の確認が不十分な事例があった。同事業を実施している事業者は4月分の報告書で事業の実施要件の一部を履行していない旨を報告し、幼児保育課は報告書を確認していたにもかかわらず、不履行の認識がなく、今回の定期監査で監査委員事務局の職員から同事業者の不履行を指摘され、初めて同事業者に対して事実の確認を行うという状況であった。確認した結果、同事業者の担当者が誤認により不履行の報告をしたもので、実際は履行していたことが判明し、今回の事例では特段の問題は生じなかったものの、場合によっては不履行が見過ごされた可能性があった。

今回の事例は、幼児保育課と事業者の双方が事業の実施要件を正確に把握していないこと及び認識に相違があったことが原因である。幼児保育課は、事業が確実に実施されるように、事業の内容等を正確に把握し、事業者に対して適正に監督や指導を行われたい。

環境部環境政策課について

- (1) 監査対象期間外ではあるが、自動車騒音常時監視面的評価業務において、市内全域の評価を5年間（平成27年度から平成31年度まで）で実施する仕様と定めていながら、予算及び契約は単年度で執行及び締結されていた。また、第2年度以降は随意契約とされ、その理由は「（前略）継続した業務履行が不可欠であるため（中略）当該業務の受託業者（初年度目の受託者）と契約する必要がある（後略）」とされていた。結果として、当該委託業務は同じ事業者により4年間続けて委託されている。

複数年度にわたり行う事業で同一事業者による継続性が必要な事業については、債務負担行為により予算の裏付けをとった上で、全期間にわたる契約を締結するのが原則である。また、継続的な業務でも、同一事業者に限られないのであれば、単年度ごとに発注し、その都度、競争入札等を行い事業者を選定すべきである。

本業務は法令の定めにより行うもので、平成31年度の次の5年間も実施する必要があると思料する。相手方の選定にあたっては、前述のいずれの手法によるべきか検討の上、適切に実施されたい。

環境部廃棄物対策課について

- (1) 下関市手数料条例や下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定された廃棄物対策課が所管する手数料は、条例の規定により申請の際に徴収しなくてはならないが、廃棄物対策課は、納付書を使用して納付させる方法によって、全ての申請でこれらの手数料を後日に徴収していた。条例の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

農林水産振興部農林整備課について

- (1) 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設（以下「ジビエセンター」という。）の指定管理業務において、以下の事項が見受けられた。
- ア 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第30条第4項で規定するアンケートが実施されていないことや利用者アンケート等実施手順を定めていないことを当課は見過ごしていた。指定管理業務の履行の確認を適

切に行われたい。

イ 基本協定書第32条に基づく指定管理者によるジビエセンターの管理運営状況及び実績を評価した結果（モニタリングレポート）を、農林整備課は指定管理者に通知していなかった。適正に事務処理されたい。

以上